

第80回 周防大島町農業委員会総会

1 開催日時 令和4年7月15日（金）午後1時30分から

2 開催場所 久賀公民館 2階 大会議室

3 出席農業委員 (11人)

1番 川地 守

2番 宮城 恵子

3番 瀬川 一郎

5番 沖村 和哉

7番 中原 賢

9番 宮本 平

10番 田中 豊文

11番 角井 雅之

12番 袴田 光夫

13番 安本 貞敏

14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (3人)

4番 小柳 貴史

6番 星出 栄一

8番 大谷 正樹

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会 1 農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について

報告事項 1 農地所有適格法人報告書の届出について

報告事項 2 農地転用の届出について

報告事項 3 農地改良の届出について

報告事項 4 農地法第18条第6項の規定による通知(賃借の合意解約)について

報告事項 5 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 小田 康雄

書記 泉口 洗平

事務局 定刻となりましたので、只今より第 80 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 お疲れ様です。暑い夏になり極端に早い梅雨明けで水はどうなるかと思っていましたが、理想的な雨台風が来てくれて安下庄のデータで30ミリちょっと柑橘から言うと一番ありがたいくらいの量で止まってそのあとも戻り梅雨的な雨が降っています。柑橘生産から言うと手ごろな状況の天気になりました。梅雨明けが本当に早すぎて懸念をしていましたがこれでちょうど合わせができていけるんだろーと思います。そろそろもう少ししたらタイレックを敷かなければならない作業が始まります。柑橘生産農家に関してはそういう作業が始まりますけど順調に進んでいることかと思えます。そのあたりを踏まえての暑い中の作業、会議になります。昨年から7月は昼からの会議、一応休憩をしている時間帯に会議を開催するという形で実施していますけども皆さんの審議をよろしく願います。

本日の附議事項は、議案3件、審査会6件、報告事項6件、その他諸連絡となっております。慎重審議の上、決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員11名、欠席委員3名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名でございます。

よって、農業委員は過半数以上の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしておりますことをご報告申し上げます。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員10番田中委員と、13番安本委員によりお願いいたします。それでは議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、東京都豊島区●●●●、譲渡人、柳井市●●●●、申請地、大字久賀、字片山上、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積165㎡他8筆、合計3,009㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は3,009㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから5ページをご覧ください。

本事案については、会社を定年退職後、大島へ移住し、農業を行うため農地を取得したいと考えていた譲受人の要望に対し、自身が町外に居住し、農地の管理ができないため譲渡したい譲渡人が応えるものであります。

まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3

号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、従来通り柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の2番宮城委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2番 報告します。7月12日に申請者で譲渡人の（個人名）氏と福田推進委員と私とで現地を確認しました。これを経て7月13日譲受人の（個人名）さんに電話連絡で確認しました。現状●●●●（地番）●●●●（地番）は休耕地でかなりの傾斜もあり現在は何も使われていない状態で大変なところだと思いました。ページ3の東中央に（個人名）と記載している家があり、これの周り一面にある農地について草は生えていますけど農地としては問題ないと思います。譲受人と譲渡人は町の定住促進が仲介となってお互いが合意したものです。一昨年前に前所有者の（個人名）氏死亡により弟である（個人名）さんが相続したものの自身では耕作できない中、おためし島暮らし体験中で島に来ていた譲受人と会われ現地を見たときにすごく気に入られたようで即決の運びとなりました。近くの方へのご挨拶も済まれて好意的にお迎えされているようです。ただ、私と推進委員さんで話をすると3,000㎡の農地を農業経験のない方が3人で耕作するのは大変だろうと思いますので今後も見守っていきたいと思います。なお、譲受人は今月の末から来月の10日まで島にお越しなのでその時には福田推進委員とお目にかかる約束をしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いします。

11番 作られる予定の作目と地目で確認したいのですが、地目田となっているのは地目上田だけど畑として使うという認識でいいですか。田んぼを作ったりという予定は計画にもないのでそのあたりの確認と、ブドウだったりブルーベリーだったりメロンだったりという結構幅広くされる気でいらっしゃるみたいなんですけど、ある程度絞っていかないと、とっ散らかる、どれもこれもと。特に施設園芸はたぶん技術がいると思いますので、まあ将来はと書いてあるのでどの時点からするのかというのはあるんですけど、一つ一つやっていただければなと思います。

2番 その辺も少し危惧していたので。来られる方はものすごく前向きな意欲が高いんです。まだ今から勉強して町の関わりの方とかいろいろ話を聞かれているみたいなのでこういうものを、というのはそちらのほうから指導を仰ぐような形にしますという話を伺っています。栗がどうのこうのというのもしろいろ書かれていますけれど、自分たちでできるような状態のものを地道にやっつけていきたいということは聞いています。

議長 よろしいですか。若干サポート体制が必要になるのかもしれませんが。他にご質問がありましたらお願いします。
ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件を許可することに決定いたします。続いて、日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1申請人、譲受人、周防大島町東安下庄●●●●、譲渡人、福岡県北九州市●●●●●他1名、申請地、大字東安下庄、字久保島、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積184㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。事業計画、用途等については資材置場等です。続いて許可基準について説明します。資料は、6ページから10ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。

農地の区分は、役場橋総合支所から東に約1.1kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請者は町内に在住する個人です。遊漁船事業を営んでおり、現在の保管場所が雨漏りなどをするようになり、修理に多額の費用がかかるため、他の保管場所を探していた譲受人に対し、自身が今後耕作する予定の無い譲渡人が応えるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ

妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の10番田中委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 先週7日の日に國司推進委員と2人で現地を確認しております。現地は更地で防草シートというんですか、黒いシートが隣の●●●●番地と一体的にかかけられているという状況で畑の現状は有していないという感じです。特に他には懸念というか補足する点はありません。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.2申請人、譲受人、広島県広島市●●●●、譲渡人、大阪府東大阪市●●●●、申請地、大字椋野、字江ノ尻、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積321㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。事業計画、用途等については駐車場です。続いて許可基準について説明します。資料は、11ページから15ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場椋野出張所から北に約478mの位置にある、農地法施行規則第45条第2号に該当する第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請者は町外に在住する個人です。申請地の近くで飲食店を営んでいますが、店の駐車場がないため探していたところ、自身が遠方に住んでおり、今後耕作する予定の無い譲渡人が応えるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無

く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1ヵ月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の7番中原委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

7番 今月の9日に宮本推進委員と現地の確認に行っていました。雑草は生えていましたがそれほど伸びてはなく、よく管理が行き届いていました。近所で尋ねたところ親戚の人が年に3～4回草刈りに来られていますと言っていました。譲受人はこの近くで食堂を営んでおり店からも近いしお客さん用の駐車場には最高の場所であると喜んでいました。譲渡人は遠方に住んでいて個人で事業を営んでおり将来的にも帰る予定はなく、兄弟4人と話し合い手放すことで確約を得ていると譲受人が話していました。以上のことから判断して譲渡されても問題はないと考えます。

議長 たただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて日程3、審査会、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、審査会1農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)についてご説明します。No.1所有者、山口県柳井市●●●●、申出地、大字久賀、字柱松西、●●●●番地、地目畑、面積、1,207㎡、変更区分は除外です。こちらにつきましてもは現況確認による非農地判断した土地の農用地区域からの除

外です。説明は以上です。

議長

本案件は農地現況証明にて非農地判断をおこなった場所ですので、農業委員からの説明は求めません。ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。
本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。

続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします

事務局

はい、審査会1農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)についてご説明します。No.2所有者、広島県広島市●●●●、申出地、大字東三蒲、字中越、●●●●番地、地目畑、面積464㎡他2筆、合計2,964㎡、変更区分はいずれも除外です。こちらにつきましても現況確認による非農地判断した土地の農用地区域からの除外です。説明は以上です。

議長

本案件は農地現況証明にて非農地判断をおこなった場所ですので、農業委員からの説明は求めません。

ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。

11番

この後の件もちょっと見て確認させていただきたいのが、農振法に基づく農地利用計画変更の届出書の変更の理由が次の件とまったくというかほぼほぼ一緒なんですけどご兄弟かなにかか。父が病弱になってから作ってなかった、30年くらい入ってなくて竹林になってて、ここまでまったくほぼほぼ一緒の事由になるかという感じなんですけど。

事務局

No.2の申請人の方とNo.3の申請人の方はご親戚になりまして、一緒に申請しています。

11番

同じ理由だったら父親が一緒でないと同じ状況にはならないと思うが。親戚と言ったら親は違うから、30年前にちょうどジャストタイミングでお互い

の両親が死んで、という話になってしまう。

事務局 No.2 とNo.3 の案件については土地を買い手がいて、山林として一体として管理したいとしています。

1 1 番 買ったりたいはいいんですけど、届出の変更の理由がほぼほぼまったく一緒になっているのはどういうことかが確認したい。書いた業者が一緒に理由が一緒になっていると言ったらおかしなことになる。関係ない人、親が違う人ならおかしなことになるでしょという話です。

1 2 番 No.2 ●●●●さんのお父さんとNo.3 ●●●●さんのお父さんが兄弟同士です。その子供同士です。

1 1 番 全く同じようなことが兄弟であったという話でいいんですか。30年前にご兄弟が二人ともが病弱になって30年面倒を見てなくて両方が竹林になっていて道もなくなって周囲も同じ状況で畑に戻すのも無理と、何か判を押したような作文になっているのが気にかかっているんですけど。

1 2 番 ずいぶん昔にはミカン畑でNo.2 ●●●●さんのお父さんの親（申請者のおじいさんおばあさん）と一緒に作っていたが歳がいてやれなくなって両方ともが荒地になってしまっている。今回それを整理するのに親戚同士だから一緒にまとめて整理しようかということじゃあないかと思います。

1 1 番 言いたいことは何かというと書類は大事なもので雑に作らさないでくださいっていうのが言いたい。今回たまたま確かにご兄弟も年が近くて同じような状況になったのかもしれないですけど。申請事由とかちゃんと読んだのかなとなるんですよ、こうなっていると。同じことしようとしてるからたぶん同じところに頼んで同じようなこと書いているんだらうな、ではあるんですけど。一件一件そこまで状況が似通ってくる？みたいな所はあるので。ちゃんぽらんな書類をだしてもらっちゃあそもそもいけないということは大前提であると思うんで。

事務局 ご指摘のとおり書きぶりについては同様になったところがあります。書きぶり等こちらで事前に確認をしておけばよかったと思いますが、No.3 ●●●●さんにとってのお父様もお亡くなりで相続をされている、隣り合った土地ですので同時期に耕作をやめて状況も荒廃は同じ程度ということでしたので大変似た書きぶりになってしまっていると思います。おっしゃられるように書面だけ適当に作って、ということがないようにこちらでも申請を受け付けてからも注意深く確認をしていきますのでご理解いただければと思います。

議長

他にご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。
本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。

続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)についてNo.3所有者、周防大島町東三蒲●●●●、申出地、大字東三蒲、字中越、●●●●番地、地目畑、面積672㎡、変更区分は除外です。こちらにつきましても現況確認による非農地判断した土地の農用地区域からの除外です。説明は以上です。

議長

本案件は農地現況証明にて非農地判断をおこなった場所ですので、農業委員からの説明は求めません。

ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。
本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。

続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)についてNo.4所有者、周防大島町西屋代●●●●、申出地、大字西屋代、字菅ノ谷、●●●●番地、地目畑、面積521㎡、変更区分は除外です。こちらにつきま

しても現況確認による非農地判断した土地の農用地区域からの除外です。説明は以上です。

議長

本案件は農地現況証明にて非農地判断をおこなった場所ですので、農業委員からの説明は求めません。

ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。

本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。

続いて、No.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)についてNo.5所有者、周防大島町西屋代●●●●、事業主体周防大島町西屋代●●●●●、申出地、大字東屋代、字水引岩、●●●●番地、地目畑、面積98㎡のうち48㎡他1筆、合計面積143㎡です。変更区分は除外です。事業計画は敷地拡張です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場大島総合支所から南東に約2.2kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種農地その他の農地に該当いたします。申出者は町内に在住する個人です。昭和52年に親が家を建築した際に一部農地内へ建物を建築したことによる無断転用案件となります。そのため本申請と、今後の転用申請にて無断転用状態を是正しようとするものであります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるか(代替性がないかどうか)についてですが、45年前より自己用住宅として使用されており、今後も同様に活用しようとするものです。事業計画や土地利用計画から、確実に事業を実施する見込みがあり、他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地の用途区分を変更することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申請地は町道と宅地に接した二辺非農地となっており、土地利用計画図からも集団農地の縁辺部に位置しているため、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利

用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象になっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の1番川地委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1番 7月12日に川杉委員と申請者の自宅を訪問しました。2年前に（個人名）さんが相続で受けた住宅なんですが、これを登記するのに農地であったことが判明したためこのような手続きになっています。将来的には（個人名）さんは農業をすることはないです。ここの土地の他、田と畑が4反くらいまだあります。それも合わせて姪に譲りたいという希望をお聞きしていますので今後そのような手続き、これをしっかりやっただうえで手続きをするという流れになるかと思っておりますのでよろしくお願いたします。すでに建物は建っており無断転用でもともとあったものなのでこれできちんと手続きをしてもらえればと思っています。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

（質問等なし）

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。
本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。

続いて、No.6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会 1、農振法に基づく農用地利用計画変更（随時変更）について No.6 所有者、周防大島町久賀●●●●、事業主体周防大島町久賀●●●●、申出地、大字久賀、字弁天後北、●●●●番地、地目畑、面積 2,040 m²他 2 筆、合計面積 2,893 m²です。変更区分は除外です。事業計画は宅地の建設です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場久賀総合支所から東に約 1.6km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第 2 種その他の農地に該当いたします。申出者は町内に住所を有する宅地建物取引業者で、自社で申請地周辺を分譲しており、また将来需要が見込まれるため新たに建売分譲住宅を建築する計画となります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるか（代替性がないかどうか）についてですが、申請者は、自身の所有している農地を手放したいという意向である所有者の農地に建売分譲住宅、駐車場を建築する計画です。事業計画書及び土地利用計画図から本事業が必要かつ適当であると考えます。また事業規模や内容、環境面から他に代替性はないと考えます。次に対象の農地の用途区分を変更することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申請地は町有地と宅地に接した二辺非農地となっており、土地利用計画図からも集団農地の縁辺部に位置しているため、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路の加工は行わない予定ですが、今後、特に施行時は土砂の流出を防ぐため沈砂池を設ける計画であることを申し添えます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象になっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の 2 番宮城委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2 番

報告します。7 月 11 日に申請者の行政書士、福田推進委員と私とで現況を確認しました。現況は数年前より●●●●番地の道路側の一部のみが自家用野菜を作られていました。他は休耕地です。今回は所有者の（個人名）さんが耕作できないので除外申請を行った上事業主体が A パターン 4 棟 B パタ

ーン3棟、計7棟、駐車場4台の建売住宅を建設する予定とのこと。今後のこととして工事中工事後の水路の確保、販売までの管理等をちゃんとされるように行政書士にはお願いしておきました。私たちも見守っていきたいと思っています。よろしくご審議ください。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。
本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。
続いて、日程4、報告事項1、農地所有適格法人報告書の届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、報告事項1、農地所有適格法人報告書の届出についてご報告いたします。資料は38～39ページをご覧ください。

No.1報告者、周防大島町久賀〇〇〇〇、経営面積、畑20,000㎡、法人形態、株式会社、事業の状況について、農畜産物の名称、柑橘、農業関連事業、作業受託、総売り上げに対する農業関連売上の割合、100%、構成員の状況、農業関係者5名、農業関係者以外の者1名、議決権の割合、農業関係者100%、農業関係者以外の者0%、役員の状況について、業務執行役員3名、役員の内、農業常時従事者2名、使用人1名、役員・使用人の内、60日以上農作業従事者4名です。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

11番

確認というかこの畑の経営面積ピッシャリ2ヘクタールで合ってますか。すごく雑に書いた感があるんですけど、だいたい経営面積これぐらいだよねとそんな感じで。このあたりちゃんと利用権とか追っかけてきてもらわないといけないのではないかなと。

事務局

ちょっときれいすぎる数字だと思うんですけど実際台帳上は2万と約何十㎡ということで貸借しています。

11番

あと当該年、急に150万ぐらい売り上げが伸びるような計算になってます

けど農地が増えたりとかありますか。

事務局 昨年度につきましては原料割合が非常に多かったという反省を踏まえて今年度は前倒しで作業を進めていると聞いています。成果としての割合を増やしていくということでの見込みという計画ということですよ。

11番 150万は伸びないだろう。よっぽど今年の肥料高を市場のほうに勘案してくれて単価を上げてくれれば達成できるかなですけど。感覚的に表裏表裏できれいに来そうな気がするからですね。それこそ作業受託とかを増やしてちょっと売り上げを上げていくんですというのならまだあるかもしれないなというところだったんですけど。まあその説明で納得されたのであれば。

議長 他にご質問などはありますか。

(質問等なし)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程5、報告事項2、農地転用の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項2、農地転用の届出について2件続けてご報告いたします。資料は39～51ページをご覧ください。No.1、申請人、東京都世田谷区〇〇〇〇、申請地、大字伊保田、字中田、地番〇〇〇〇、地目畑、現況畑、面積は1,207㎡のうち、4㎡です。契約の内容につきましては貸借権の設定です。事業計画用途等については携帯電話無線基地局の設置です。備考としまして、認定電気通信事業で農振農用地区域外となります。農業委員会届出日は令和4年6月15日です。続いてNo.2申請人、東京都世田谷区〇〇〇〇、申請地、大字油良、字神田、地番〇〇〇〇、地目畑、現況畑、面積は481㎡のうち、2.25㎡が永年転用、110.09㎡が一時転用となっております。契約の内容につきましては貸借権の設定です。事業計画用途等については携帯電話無線基地局の設置です。備考としまして、認定電気通信事業で農振農用地区域外となります。農業委員会届出日は令和4年6月15日です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありますか。

(質問等なし)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、日程6、報告事項3、農地改良の届出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項3、農地改良の届出についてご報告いたします。資料は51～53ページをご覧ください。

No.1、申請人、周防大島町家房●●●●、申請地、大字西屋代、字二反田、地番●●●●、地目田、現況田、面積1,864㎡他1筆、合計面積2,281㎡です。施工計画は50センチ盛土し法面は芝等で保護します。改良目的については田から畑へ転換するためです。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

1番 届出人に私が了承してはいるのですが、盛土の話は何日か前に聞き届出をしなければいけないと話しました。盛土なんですが、排水の所が私はよくわからないのですが排水路というのは確保してあるのですか。バッサリ埋めてしまったら水の出所がないので。私が上の田を作ってその田の水がここに示された所に落ちるんです。一番下だから上から上から順に落ちてくるんです。排水路の場所とか教えてほしいんですが。

事務局 ●●●●番地については西側を流れる水路があります。県道に沿う形で通っている水路です。●●●●番地については間に赤線がありますけどそこに小さい用水路がありますのでそちらのほうを加工するという計画です。

1番 53ページのところ見ていただくと県道というのが屋代川のブルーのところ赤いのが県道です。排水をするのがセメン畔で作ってありますので1か所しか出るところがありません。図でいうと右手の端のところ。県道側の。それからもう一つ向こうに（個人名）さんというところ、ここにこの田んぼから出る排水が右と左に二か所あります。左のほうは県道に出ていくのでいいのですが右のほうは現在この田んぼに流しています。この排水はどういう風にされるのかということです。実はこの（個人名）さんというところも私が全部作っています。それからこの（個人名）さんというところは（個人名）さんが作っています。

事務局 かしこまりました。一応ちょっと今工期に入っていますけど早急に申請者と現地で水路等については確保したいと思います。すいませんが川地委員さんにもお立合いをいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 今の対応でよろしいですか。他にご質問がありましたらお願いします。

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程7、報告事項4、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項4、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）についてご報告いたします。資料は54ページをご覧ください。No.1申請人、貸付人周防大島町戸田●●●●、借受人周防大島町西屋代●●●●、申請地大字戸田、字松尾、地番●●●●、地目畑、面積411㎡他5筆合計で3,996㎡です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用権設定です。期間は平成28年4月1日から令和4年6月24日までの賃貸借権設定です。備考につきましては合意による解約です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

11番 解約事由は合意ですけど作らなかった？作れなかった？前もお話出したと思いますけどある程度理由をもう少し深掘りしていただきたいとお伝えしたことがあったと思うんですけど。何で解約に至ったかというのはやはり情報として大事なことになると思うので。それこその方が戻って作られるから合意による解約だったり、この人全然作らないから返してくれっていう解約だったり意味が違ってきてしまうので。お願いします。

事務局 解約書のところに事細かに原因とかを書くようにはなっていなかったんですけども、管理があまりよろしくないという話は以前からありました。一応所有者の方から利用権も今年で切れるところではあったのですが、次の方へという話がだいたい目途がついたので利用権の期限前に解約書類がでてきたということです。状態はまだいいのでこの後中間管理機構等が入って新たな就農希望者のほうに預けるという予定です。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。特にご質問などが無いようでしたら報告事項ですので皆様のご了承をお願いいたします。
続いて、日程8、報告事項5、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項5、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。資料は54ページから56ページをご覧ください。西屋代にて1件の現況証明を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。
(質問等なし)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 次回総会開催日は8月15日(月)午後1時30分から 場所は久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は8月5日(金)までを予定しております。諸連絡は以上です。

議長 以上が事務局からの報告事項ですが他に皆さんよりご意見やご指摘がありましたらお願いします。

10番 2点ほど教えていただきたいのですが、今月の広報で農地の無断利用を防ごうという記事がでています。この中で違反転用の場合は町長が原状回復等を命ずることができる、これは法律で決まっているんでしょうけど、実態は無断転用もこの総会で追認というような形になっていると思うんでそこを町長にこういった権限があるのであれば実際今どうなっているのか、今無断転用案件が出てきたらいったん町長に決裁を仰いで原状回復等命令が必要なのかどうかその判断を経てこの総会にかけているのか。そういったものはなくてこの総会だけで採決をして結論を得るのであれば、この記事を読むとかなり厳格に無断転用は認めませんよという宣言のようなので今後そういう風な方向でやっていくのか、その辺を事務局のほうでお考えなのか教えていただければと思います。もう1点は前に町の農地を売却してソーラーに農地転用するという議案が出てきたのがありました。この間はですね、これは農業委員会とは関係ないんですが旧田布施農高大島分校のハウスを町の職員に無償で貸付しますという事案がありました。こういったことについて役場の中のことなんで例えば情報共有してどちらも借り手がいないからやむなく町会議員やら町の職員が使うんですよ借りるんですよ買うんですよという話だったんですが。公募は一回なり二回かけているんでしょうけど借り手がいないのであれば、ここに農業委員会、私は違いますが農業のプロの方が集まっておられるので情報提供なりはする必要があるんじゃないか。こういう施設があつて土地があつて活用者を求めていますよということは役場の中の話だから、まあこれは担当の部局が例えば政策企画課が持ち掛けなければいけない話何でしょうけども、農林水産課としても農業委員会の事務局としてもそこらは情報共有情報提供をしてもらおうよう各関係課にお願いとしておくべきではないのかと。2点ほど事務局のお考えをお聞かせいただければと思います。

事務局 2点ご指摘いただきましたので、まず違反転用は広報のほうでも毎年農地パトロールの前とかに掲載をさせてもらっています。おっしゃるように違反転用も事案というのが減ってはおりませんので、たいがいやってしまった後の追認という形で本町のみならず県内もいまだ多くあるところなんです。転用の許可が権限移譲されて違反転用の是正についても町長が行うわけなんですけど、原状回復の命令を出すというのものは是正ができるんなら早急に原状を正し

い状態に、不許可であるんだったらその許可を出してくださいよと。そういう段階を踏んでどうしても応じない場合、悪質な違反転用の場合には強い対応を取らざるを得ないということです。もちろんその際には町長への決裁を取ったうえで行うことにはなるんですけども前段で農業委員会へもこういう事案があるということをご報告して皆様にお伝えしなければいけないと思います。今まで原状回復命令を執行したというような強い事例まではございませんので今後はそういうこともないように農地パトロールとか現場での活動というものは引き続き継続していきたいと思ひますし広報等情報発信をして違反転用が起こらないような啓発活動は努めていきたいと思ひます。もう一つの情報共有につきましては、貴重な町の農業関係の施設ですのでその辺の情報に課を超えて共用してなるべく広く町民のみなさんとか農業に活用したいという方や事業に広く情報共有を図ってきたいと思ひます。ご指摘ありがとうございます。以上です。

議長 よろしいですか。他にご意見ご質問がありましたらお願いします。

9番 直接は農業委員とは関係ないかもしれないんですけど、学校給食の働いている方から私の作っている野菜を卸してほしいと直接依頼をされたんです。町として島内産の食材を給食なり島内の食糧自給率そういったものをどうにかしていこうっていうような取り組みは、たぶん皆さんしたほうがいだろうなど心の中では思っているんだろうけど、何かそのもう少し強い意志を持って取り組んでいるという動きというのは今現在あるんでしょうか。

事務局 今年度の法改正で国の方からみどりの食糧システム戦略というものが始まりまして、この秋を目途に国の方で指針を作ってそれから町の方で計画を作るというような流れになって行きます。みどりの食糧システム戦略というものは脱炭素社会に向けた活動そして持続可能な社会の実現、もちろんその中に環境にやさしい持続可能な消費者の食糧生産消費というものがあります。その中で、地元で採れた環境にやさしいいわゆる低農薬とか化学肥料をなるべく使わない食糧というものをたくさん増やして行ってそれが地域の中で、例えば給食であったり朝市であったりそういったところに広く回っていくような取り組みを進めていってくださいねというのがこれから始まります。もちろん学校給食というところでの活用というものがこれから増やしていきたい、そういう見学も盛り込んでいきたいとは考えています。また色々な関係の方からアイデアとかお知恵を借りながらなるべく周防大島町の中で環境にやさしい食糧が増えていくそして農地が、作りたいという人が増えていくというような一つの計画を作りたい、活用先というもの作った野菜が無駄にならないように地域の人たちになるべく親しまれるようなそういうシステムを考えていきたいと思ひます。活用についてこうしたらいいんじゃないかというのがありましたら情報をお寄せいただければと思ひます。

9 番

もう少し具体的な学校給食の話をする、野菜の調達自体は献立を立てた人は各児童とか生徒の予算の範囲内で買ってきてくださいよと業者に依頼するという形で、入ってきたものは担当者が見て初めてどこ産のものかわかるというような状況です。島内の野菜を食べよう週間があるんですがその時はそうゆう動きをしていますけど、普段の時は県産を優先するとかいうのではなくて献立ありきで野菜を普通に仕入れてくる流れになっていると思うんです。地産地消を実際進めようと思ったら、それこそ直売所にナスとかキュウリとかあふれている状況ですけど、そういう増えた野菜をやっつけるというちゃんと自分たちで作ったものを自分たちで食べるっていうような取り組みっていうのが消費者側にも求められていくと思うんですけど。それをなかなか難しいとは思いますが学校給食とかそういった使うところも今島内の野菜がどういう状況なのかとかを考えて、消費をかしこく島内消費を上げていくというような取り組みができるといいなと思っています。そうするためには島内の食糧自給率を上げていきたいと思いますというような号令みたいなのが必要なんじゃないかなと。みんなふわっと思ってるものだけでは行動を変えるのに至らないそういうのを生産者目線で感じているので。話はそれでしたがそういう活動を農業者の方で機運を上げていくということが必要なんじゃないかなと思いました。

事務局

ありがとうございます。関連するお話かどうかわからないんですけど、地元の飲食店をやっている方がなるべく町内の食材を使いたいというお考えなんですけど実際なくて田布施の地域交流館に買いに行っているというお話も聞いたことがあります。そういう話を聞いてちょっとくやしいなと思ひまして、できればそういう生産者側の計画的なところもあるかと思うんですけどニーズを把握してそれがちゃんと供給できるというような体制ができれば島の外に買いに行かなくても周防大島の食材で周防大島の料理が提供できる、口にできるというようなシステムをできればと思うんですけど。そこには生産者側にあるお気持ち、消費者側のお気持ちというのもつかんでそういう計画を立てなければいけないと思いますので、また様々なご意見があると思いますけど今こういう時流というか流れが来ているかと思っていますのでこの農業委員会としても引き続きお話ができる場があればいいなと思うところです。

議長

農業委員として発言してもいいでしょうか。今の話は以前宮城委員から食推協の立場で郡内の農産物が供給できるような体制ができないかというご提案をいただいたことがありました。そのあたりを踏まえてどうするのか生産振興を担当する農政部局として求められているんだろうと思います。先日農協で開かれました地区総代会の中で農協に問題提起はしたんですよ。今島の恵みで出荷されてる生産者を農協として把握し組織化できているのか、逆に言えば今だいたいそのまま生産するとピークの際は生産過剰になる、必要な時

にないというような話になってしまうからそのあたりの計画生産ができるような体制ができたらというのがあって、島の恵みの生産者の整理ができていますかねと農協に注文かけたら把握ができていますのは一部みたいです。本店はできている安下庄ができていますあとのところはあまりできていないという話をされていました。逆に言えばそれがいるんだらうということが農協の求められている機能だと思います。合わせて問題提起として農政サイドで検討していただきたいのですが学校給食に対しての生産物供給、地場産野菜の供給体制に関しては他の市町村は結構協議の組織を作っているんですよ。具体的に言うと防府市では学校給食会及びそこにかかる調理師の方々の代表者と農協と生産者の代表と行政が入って、私が農林事務所の立場で同席していました。何月何日ごろにこういう野菜ができるからそれを踏まえた調理メニューを作りたい、逆に調理師の方からいうとこの時期にこういう食材が欲しいというような調整組織があったんですよ。年何回かの協議をする場を作っていましたから。少なくとも防府はそういう組織があった、それがいるんじゃないか。以前問題提起はさせてもらいましたが検討いただければと思います。実際には学校給食会の方々もそういう場が欲しがっているはずですし食推協の方もそういう場を求められているんだらうと。生産者側は組織ができているところとできていないところがあるという話ですけど島の恵みの生産者ないしは野菜の生産者、日前にも野菜の本格的な若い生産者がいましたかね農地パトロールの時にお会いしましたが、そういう方々を中心とした組織、郡内に野菜をどうやって供給していくのかということをより有利な販売ができるような体制を考えるというのはあってしかるべきですから農政サイドご検討いただけたらと思います。農業委員会というよりも農政サイドの話になるのだらうと、農業委員の方々が色んなご提案をすることで最終的なそれを生産振興に活かさなければならぬということでは思っています。ちょうどご提案いただいたんで前から思っているところでしたから。他に何かご意見がありましたらお願いします。

10番

今の件に関連して15年位前にそういった組織ありましたよね。今はないんだらうと思いますが、また新たにやるのであればきちとなぜダメになったか検証して持続性のある実効性のある組織を早急に作ってもらえれば。まだ、残っていればそれをどうするのかという話ですがその辺も含めて局長さんご存じかどうかわかりませんが。現状どうなっているのかだけ把握していれば教えてください。

事務局長

昔立ち上げた地産地消プロジェクト推進協議会というものがまだあります。組織自体はあるんですが実態は活動していないという状況であります。いろいろその当時町内の農産物をはじめ色んな産物を皆さんに知ってもらおう、使ってもらおうということでご努力されたようです。こういった話が出るということはタイミング的にいろいろな不安定な状況が国内国外今来ておると

ころなんで一回見直すべき時期に来ているのかなとは思っているところ
です。具体的にこうするという事は今ここでは申し上げることはできません
がこういった問題提起をしていただいたので何らかの形で見直すという方向
で行けたらと思っているところです。

1 番

私も今の給食は2010年までやっていました。12年くらい前ですね。その
組織は産直です。産直がメインになって生産者の方にスケジュール表を渡し
ます。キュウリをいつからいつまでに作ってくれ、ハクサイをいつからいつ
まで作ってくれ、それをできるメニューを今度はそれが作れるよと、その時
期に作れるやつを給食センターに持っていきます。給食センターで献立を考
えてもらうんですがなかなか献立を考えるのに1か月前ではなく20日くら
い前でないと献立は立てないんですよ。結局それがネックになってきます。
間に合わないんですね、品物が。それがあってほぼ使えるものは根物です。
ハクサイとかはダメなんです。炒めるなりお湯をかけるなりなんなりしないと
実際の地元で採れたものはすべて加工しないとダメなんです。ニンジン、
キャベツ、イモ、この類しかほとんどだめでした。キュウリとかもだめです。
使ってくれません。そういうのが食品衛生上なっているんだろうと思うん
ですよ。だからかなり制約されます。ただ持っていけばいいというものでもな
い。一番良かったのは産直で玉ねぎを出しました。学校の放送をしてくれま
す。だれだれのおばあちゃんが作った玉ねぎを今日給食で使ってますよとい
って宣伝してくれます。私も何回か小学校に昼ご飯を食べに行きました。生
産者の方ですよと学校で紹介してくれました。この辺がすごくよかったなど。
子供たちもかなり喜んでくれたと思っています。しかしながら10年位前か
ら尻切れトンボになってしまって結局栄養士さんが前向きな取り組みをして
くれるかしてくれないか。それを心配する事務員、産直の事務員ですね、もとも
と農協に出ていたので農協の職員がだれに何を何キロ持ってきて、あなたの
所ニンジンを5キロ持ってきて、これを心配しないとイケないです。これが
手間なんですよ、結構。手数料も入るわけじゃあないし売り上げもあがるわ
けじゃあないんで下火になった。それから栄養士さんも4、5年でいっぺん
変わりますんで変わったと同時にピタッと終わります。それを継続してやっ
てもらえればよかったんでしょうけど現在は何もしていません。

9 番

給食に関して各児童生徒の予算一人当たりいくらという予算というのはこの
10年変わっていないということで、大規模な生産地で作った野菜と島内の
小規模農家が作った野菜が同じコストで同じ価格で出せないという前提で島
内を優先して使うといえればそれに見合った価格をつけてもらわないと今言っ
たみたいにしわ寄せが生産者もしくは野菜を調達してくるところにかかって
くる。結局持続可能ではなくなってしまうということですよね。おいしい部
分、相当ボランティア精神によって支えられている雰囲気があります。先ほど
の防府市ではコストの面とかそういうのは何か工夫をされていたんですか。

- 議長 防府の事例に関しては当然学校給食における予算単価が決まっているからそれを踏まえての調整はされていた。生産者から言うと極端に単価が高いんじゃないけれどそれなりの単価にはなっていたはずです。じゃないと成り立たないから。そこはだいぶ前の話で忘れてしまっているけれど、調整を協議の場でしていた。
- 9 番 話を聞くと学校給食は学校給食用に作った野菜でないと価格が合わないみたいなことは言われますよね。タマネギだってすごい大玉のやつを持っていくとかそうすると専用の畑で作っているというようなものじゃないと対応しきれないみたいな。そうするとそもそもの島内の野菜を有効活用するとか職員みんなで食べようとかそういうのとはまたちょっと毛色が変わってきて、結果島内の学校給食は100%島内野菜を使っていますよといったとしても実態としてはあがったことを島内に住んでいる住民が享受するような、学校給食だけやっているだけなので、住んでいる人たち学校給食を食べない人たちはそうなんだということことぐらいしか思えない。島内でいっぱい野菜を作っていますその野菜を使って学校給食も自給率が100%ですというのだと結果ウインウインですけど、学校給食だけ目標掲げて島内の野菜は今まで通りですだとなんかあんまりうれしくないとか目標を達成しただけみたいな感じになるのでそれだと取り組みが広がらないだろうなという気はしました。
- 議長 もう一つだけ補足します。先の防府の事例ですが野菜の産地である防府でさえ全期を通してそれをやっているわけではない。時期を限定したイベント対応だったはずです。逆に言えばそれを供給できる産物が何なのかということ、さっき川地委員が言われたような品目が限定されるんだろうと思います。そこから始まるというのは思わないでもないんですが。いずれにしても今からどうするのかは行政サイドとしてまたご検討いただければと思いますが。投げかけとしては大正解だと思います。
- 9 番 ここで何か得られるとは思っていません。動きとしてみんながちょっとずつアイデアを出し合えるような建設的な場があると近づけるのかなというのは思います。ちょっとずつどうしたらできるのかなと思う機会があると思うんですよね。それをうまく形にできるといいかなと。
- 議長 非常に的確なご指摘ありがとうございます。これは検討材料としてまた生産振興サイドもう少しご検討いただければと思います。他に何かご意見がありましたらお願いします。
- 1 番 報告事項で（個人名）さんという私が作っている田んぼの下の埋め立てというのがありました。これ贈与とかまだ土地の名義は変わっていないので

すね。同意をしているのは同意したと同じような字で書いてあるんですが、もしこれが（個人名）さんがこの土地をもらえなかった場合には元に戻すということになるんですよ。

事務局 この土地は（個人名）さんに確認したんですけど貸し借りで所有の方にも同意を得ているということで届出を出してもらったところです。買うご予定ですかという確認はさせてもらったんですけど、所有権を変えるというよりは貸し借りでということでした。

議長 他に質問なりご意見なりありましたらお願いします。

（質問なし）

では、以上をもちまして第 80 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和4年7月15日開催の第80回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和4年 8月 日

周防大島町農業委員会会長_____印

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____印

周防大島町農業委員_____印